

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

広島県内における給与、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類に定められた14産業（鉱業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，卸売・小売業，金融・保険業，不動産業，飲食店，宿泊業，医療，福祉，教育，学習支援業，複合サービス業，サービス業（他に分類されないもの））において、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営及び官公営の事業所のうち、厚生労働省が指定した事業所（約870事業所）

3 調査事項及び用語の解説

現金給与総額	きまって支給する給与（定期給与）		特別に支払われた給与（特別給与）
	所定内給与	所定外給与	
賃金，給与，手当，その他，名称のいかんを問わず，労働者に支払われたもので，所得税，貯金，社会保険料，組合費，購買代金等を差し引く以前の金額。	労働協約，就業規則等によって，あらかじめ定められている支給条件，算定方法によって支給される給与のうち，「所定外給与（超過労働給与）」以外の給与。	所定の労働時間を越える労働に対して支給される給与や休日・深夜労働に対して支給される給与。	賞与・期末手当等の一時金，ベースアップ等の差額追加分，3か月を超える期間ごとに算定される現金給与等。

出勤日数

調査期間中に労働者が仕事のために実際に出勤した日数。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが，1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査期間中に労働者が仕事のために実際に労働した時間。	就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた，実際に労働した時間。	早出，残業，臨時の呼び出し，休日出勤等による労働時間。

本来の職務外として行われる宿日直は，労働時間数から除かれる。

常用労働者	一般労働者	パートタイム労働者
期間を定めずまたは1か月を超える期間を定めて雇用されている者。	常用労働者のうちパートタイム労働者以外の者。	1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数が一般の労働者より短い者。

次の者も常用労働者に含まれる。

一定の職務に従事し，一般労働者と同じ給与規則によって給与を支払われている重役や理事。
前2か月の各月において18日以上同一の事業主に雇用されていた日雇労働者。

労働異動率	入職率	離職率
労働異動率は，事業所間の雇用の流動状況を示す指標である。	$\frac{\text{月間増加労働者数} \times 100}{\text{前月末労働者数}}$	$\frac{\text{月間減少労働者数} \times 100}{\text{前月末労働者数}}$

労働異動率には，新規の入離職者のみならず，人事異動に伴う同一企業内の転勤者も含まれる。

4 調査結果の算定

この調査結果は，調査対象事業所からの報告をもとに，本県の30人以上及び5人以上の全ての事業所に対応するよう復元して算定したものである。